●よい政治きづく一票あなたが主役

“地方の時代”主役はあなた

＊選挙特集
朝日町選挙管理委員会
明るい選挙推進協議会
朝日町白バラ会

6月22日は 衆議院議員選挙 最高裁・裁判官国民審査 参議院議員選挙 の投票日

自覚ある一票を！

衆議院の解散により、第三十六回衆議院議員の総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査、そして第十二回参議院議員通常選挙が来たる六月二十二日（日）に「同日選挙」として行われることになりました。

今回の選挙は、八十年代の国政を方向づけるきわめて重要な選挙であり、私たちの考えを国政に反映させる絶好のチャンスです。

私たちの代表者を選ぶにあたっては、義理や人情にとらわれることなく、政党の政策や候補者の人物、主張をよく検討し、主権者として自由な意志にもとづいた、自覚ある一票を投じたいものです。

なお投票は町内二十の投票所で行われますが、棄権のないよう、当日都合で投票できない方は早めに不在者投票をするよう心がけましょう

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は昭和三十五年六月二十三日までに生まれた方で、五月二十八日現在で三カ月以上朝日町に居住している方です。

転入された方は、昭和五十五年二月二十八日までに転入届を出した方。二月二十二日以降に町外へ転出された方も含まれます。

不在者投票

やむをえない用務や出産などのために、六月二十二日の投票日に投票できない方は、六月二十一日まで不在者投票ができます。

この期間は毎日午前八時三十分から午後五時までに受付ておりますので、印かん持参の上役場内選挙管理委員会または、西・北部出張所へおいで下さい。

『棄権をなくし明るい選挙を』

朝日町選挙管理委員会委員長　松尾　亮蔵

来たる六月二十二日は、衆・参両院同日選挙というこれまで経験したことのない選挙の投票日です。昨今の国の内外をとりまく情勢は、エネルギーやアフガン問題など複雑多岐にわたり、一段ときびしい情勢となっています。まさに八十年代は激動の時代であり今回ほど私たち有権者の一票の行使が重要な意味をもつ時はないといえるでしょう。

投票箱に、どの候補者の氏名を書いて入れるかは誰にも遠慮することのない、自由意志にもとづいた有権者一人一人の権利です。今後の日本の政治を託するに足る、私たちの代表として真にふさわしい人を選び送りたいものです。

前回の総選挙では県内一の投票率を上げることができましたが、選挙違反による逮捕者を出すという不名誉な足あとも残しています。私たちはもう一度「もらわない、もとめない、おくらない」の三ない運動を再確認し、棄権のない明るい選挙を行いたいものです。

『選挙は国民の声を政治に生かすための大事な場なのだ。
みんながルールを守って選んだ代表なら、きっとみんなの
ためのよい政治をしてくれるにちがいない……。
おカネや肩書、義理や人情などにまどわされるよう
では、減点有権者もいいところだゾ。政治・選挙から腐敗を
一掃するには、われわれ有権者の強い自覚と、不正に
対して断固とした態度が、最大の切り札なんだ。』

減点有権者には
ならないゾ。

政治の主役は私たちなのだ。

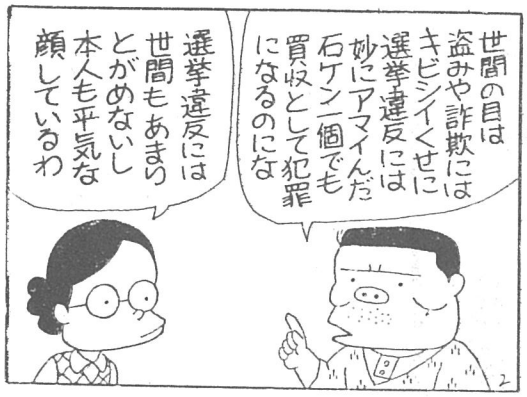

贈らない・求めない・受取らない
きれいな選挙で明るいまちを

朝日町明るい選挙推進協議会

投票のご注意

▼入場券を忘れずに
選挙管理委員会から配られた入場券を、忘れずにご持参下さい。もし、入場券をなくしたり、忘れたときは投票所の係員に申し出て下さい。

▼投票の方法
投票用紙には、立候補者の氏名を一人だけハッキリと書いて投票箱に入れます。候補者の名前や文字を忘れたときは、投票所に掲示してある一覧表を見て、まちがわずに書いて下さい。

▼字が書けないとき
自分で書くのが原則ですが、からだが不自由だったり、字が書けないために自分で投票できない方は、当日係員に申し出て下さい。
投票所の係員がかわって代理投票をしてくれます。投票は秘密で、誰に書いたかは決して他人に話してはならないことになっていますので安心してお申し出下さい。

▼投票の時間
投票できる時間は、午前七時から午後六時までです。時間におくれて大事なあなたの一票をムダにしないで下さい。

6月22日

投票用紙は四種類
おまちがいのないように

今回の『同日選挙』は今までと違い、『衆議院議員』・『最高裁判所裁判官国民審査』・『参議院山形県選出議員』・『参議院全国選出議員』と四種類の投票を行うことになります。

投票の方法は、まず、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査を行い、次に参議院山形県選出議員選挙と参議院全国選出議員選挙の投票を行います。

投票用紙をよく確かめて、間違いのないように、それぞれの投票用紙に書いて下さい。

投票用紙をとり違えて候補者の氏名を書いたものは、すべて無効となりますから特にご注意下さい。

▽投票用紙の区分は次のとおりとなります。

- **●衆議院議員総選挙**
  藤色の用紙に黒刷り
- **●最高裁判所裁判官国民審査**
  桃色の用紙に黒刷り
- **●参議院山形県選出議員選挙**
  薄黄色の用紙に黒刷り
- **●参議院全国選出議員選挙**
  白い用紙に赤刷り

最高裁判官の国民審査は

最高裁判所の裁判官は、任命されたあと初めて行われる総選挙で国民審査を受け、その後、十年を経過したあとの総選挙においても審査を受けることが憲法及び最高裁判所裁判官国民審査法で定められています。

これは、政府の任命した裁判官が『憲法の番人』である最高裁の裁判官として、ふさわしい人物であるかどうかを国民が自らの意志によって直接チェックできる貴重な権利です。今回審査に付される裁判官は、前回の総選挙後に任命された四名ですが、審査公報などを参考にしながら、十分に検討してその貴重な権利を行使して下さい。

●国民審査の投票
審査を受ける裁判官の氏名は投票用紙に印刷されていますがやめさせた方がよいと思う裁判官については、その裁判官の氏名の上欄に×印を書き、やめさせなくてよいと思う裁判官には、何も書かないことになっています。

なお、×印以外のことを書くと無効になります。(もちろん○印などはいけません。)

やめさせたいと思う裁判官が一人もいないときは、なにも書かないで、そのまま投票箱に入れて下さい。

あなたならどっちを選ぶ？

棄権をなくし明るい選挙を！

くわしくは役場内朝日町選挙管理委員会
《☎ 7—2111》へ。